

第11次草加市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）

交通安全対策基本法および第11次埼玉県交通安全計画に基づき、
草加市交通安全対策会議（会長：草加市長）が策定する



期間

令和3年度から令和7年度までの5か年計画

目標

人口1,000人当たりの年間人身交通事故発生件数を**1.76**件以下とする

課題

- ① 【交通**死亡事故**の多発】 **県内ワースト上位!**
重大な事故が多発し、尊い命が失われている
- ② 【**自転車事故**の多発】 **県内ワースト上位!**
減少傾向にあるものの、交通ルールやマナー違反による事故が多発している
- ③ 【**高年者**による交通事故の多発】 **県内ワースト上位!**
高年者や子ども等の交通弱者の事故は、重大な事故につながるケースが多い

重点

- ①交通事故が起こりにくい環境づくり
- ②自転車及び歩行者の安全確保
- ③高年者及び子どもの安全確保

対策

- (1) 交通環境の整備 ①～③
- (2) 交通安全思想の普及徹底 ①③
- (3) 交通安全運動の推進 ①②
- (4) 救急・救助活動の充実 ①
- (5) 交通事故被害者支援の推進 ①